

# 新潟県立大学国際産業経済研究センター規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 2 号)

改正 令和 2 年 3 月 17 日

改正 令和 4 年 3 月 23 日

## 第 1 章 総則

### (設置)

第 1 条 新潟県立大学学則第 7 条第 2 項の規定に基づき、新潟県立大学（以下「本学」という。）に、国際産業経済研究センター（以下「センター」という。）を置く。

### (趣旨)

第 2 条 この規程は、新潟県立大学学則第 7 条第 3 項の規定に基づき、センターに関し必要な事項を定める。

### (目的)

第 3 条 センターは、本学のグローバル産業経済・地域産業経済に関連する分野での教育研究、地域社会・関係諸機関との連携等を推進することを目的とする。

### (業務)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。

- (1) グローバル産業経済・地域産業経済等に関する教育研究活動
- (2) 地域産業・企業・自治体と連携した教育研究活動
- (3) 研究会・シンポジウム・講演会等の開催等、産業経済に関する情報発信活動
- (4) その他センターの設置目的の達成のために必要な業務

### (職員)

第 5 条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。

### (センター長等)

第 6 条 センター長は、学長とし、第 4 条に掲げるセンターの業務を掌理する。

2 副センター長は、本学教職員の中からセンター長が指名し、センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けたとき、その職務を代理する。

## 第 2 章 運営委員会

### (運営委員会)

第 7 条 第 4 条に掲げる業務について検討し、センターの運営を円滑に行うためにセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第 8 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) 学長が指名する者  
(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長はセンター長を、副委員長は副センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。

(部会)

第10条 委員会は、第4条に定める業務を具体的に遂行するために必要な場合は、部会を設けることができる。

- 2 部会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(定足数及び議決の方法)

第11条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(任期)

第12条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員教員等)

第13条 センターの目的を達成するため、センターに客員教授及び客員准教授(以下「客員教員等」という。)を置くことができる。

- 2 客員教員等の称号の付与については、新潟県立大学客員教員等に関する規程に基づき、学長が行う。

### 第3章 その他

(報告)

第14条 センター長は、センター業務の運営状況について、教育研究評議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教育研究評議会の承認を得て行うものとする。

(事務)

第16条 センターに関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

### 附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 センターの業務について、新組織の設置時に見直しを行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。